

## 第5章 検査

### 1, 検査一般

- ① 排水設備の検査は、法第13条（排水設備の検査）及び条例第10条の規定により、排水設備等計画確認申請書、及び添付書類のもとに行う。
- ② 排水設備は下水道法施行令第8条に規定する「排水設備の設置及び構造の技術上の基準」、その他関係法令等に適合していること。
- ③ 排水設備は、排水設備等計画確認申請書及び添付書類と一致していること。
- ④ 使用材料、機器及び器具は日本工業規格又はこれに準ずるものであること。

### 2, 検査要領

#### (1) 屋外排水設備

- ① 排水系統と雨水系統が完全に分離していること。
- ② 排水管は所定の勾配があること。
- ③ 排水管に中だるみがないこと。
- ④ 水を流した場合の流下状況が適切であること。
- ⑤ 延長、土かぶりは、排水設備等計画確認申請書の添付書類と一致していること。
- ⑥ 管口は、ますの内壁で切りそろえてあり、目地、上塗りができていること。
- ⑦ ますが、排水設備等計画確認申請書の添付書類と一致していること。
- ⑧ 汚水ますには、密閉の蓋を使用していること。

#### (2) 屋内排水設備

- ① 下水中に侵入する有害物質が、排水設備及び公共下水道に流入するおそれがある場合は、それぞれに応じた阻集器を設けていること。
- ② 排水管内のサイホン作用及び背圧等の影響によりトラップの封水が破られるおそれのある箇所、通気管が設置されていること。

#### (3) その他

- ① 検査の立会人は排水設備等工事完了届に記載された責任技術者であること。